

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 建築基準法施行令の一部改正

一 限定特定行政庁が行う事務として、応急仮設建築物の存続期間の延長に関する事務を追加するものとする。

(第四百四十八条第二項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第二 関係政令の一部改正

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令その他の政令について所要の改正を行うものとする。

第三 附則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年五月三十一日）から施行するものとする。